

広島県告示第四百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	ひろぎんカード サービス株式会 社
所在地	広島県広島市 中区銀山町三 番一号
指定をした日	令和四年六月 六日
委託を受けて納付 を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	広島県縮景園の入 園料並びに広島県 立美術館の入館料 及び図録・目録売 払代金
歳入及び歳入歳 出外現金の納付 の委託を受ける ことができ期間	令和四年六月二 九日から令和五 年三月三十一日ま で

ひろぎんカード
サービス株式会
社

広島県広島市
中区銀山町三
番一号

令和四年六月
六日

広島県縮景園の入
園料並びに広島県
立美術館の入館料
及び図録・目録売
払代金

令和四年六月二
九日から令和五
年三月三十一日ま
で

東京都市品川区
西五反田七丁
目七番七号

ブリッジ・モー
ション・トゥモ
ロー株式会社